

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	消防局 予防課 危険物係	
不利益処分名	危険物施設の許可取消し等	
根 拠 法 令	消防法	
根 拠 条 項	第12条の2第1項	
連 絡 先	(電話 656 - 1193 )	
処 分 基 準	<p>市長は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、消防法（以下「法」という。）第11条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 法第11条第1項後段の規定による許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したとき。</p> <p>(2) 法第11条第5項の規定に違反して、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき。</p> <p>(3) 法第12条第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(4) 法第14条の3第1項又は第2項の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 法第14条の3の2の規定に違反したとき。</p> <p>なお、停止期間については、違反状態の是正のため必要な期間とする。</p> <p>通 達 消防法の一部を改正する法律の公布について（S63.5.24付け消防総第385号、消防予第75号、消防危第69号） 第2 製造所等の許可の取消し等に関する事項</p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）